

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－  
 第 2-24 部：冷却用機器，アイスクリーム機器  
 及び製氷機の個別要求事項

正 誤 票

区分	位 置	誤	正
本体	11.102	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 霜取装置以外の部分の電源が切れた状態で霜取装置が動作する圧縮式機器の電源電圧は 11.4 による</li> <li>－ その他の圧縮式機器において，電源電圧は 11.6 による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 吸気式機器及び霜取装置以外の部分の電源が切れた状態で霜取装置が動作する圧縮式機器の電源電圧は 11.4 による。</li> <li>－ その他の圧縮式機器において，電源電圧は 11.6 による。</li> </ul>
	16.3	強化絶縁に関して表 4 に規定した試験電圧は，…。	強化絶縁に関して表 7 に規定した試験電圧は，…。
	22.108	<p>可燃性冷媒を用い，…第 4 章に適合することを確認しなければならない。                      この要求事項は，次の事項には適用しない。</p> <p><u>備考</u> 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和 37 年通商産業省令第 85 号)の別表第四に適合するランプホルダであってもよい。                      この場合，密閉遮断装置の最大定格は，定格 100 V の機器にあつては 300 V 及び 33 A，定格 200 V の機器にあつては 600 V 及び 17 A とする。                      ランプ(口金)は，…。</p> <p>グループ II A のガス又は用いている冷媒で IEC 60079-15:1987 の第 3 章 16., 17.及び第 4 章に…。</p>	<p>可燃性冷媒を用い，…第 4 章に適合することを確認しなければならない。                      この場合，密閉遮断装置の最大定格は，定格 100 V の機器にあつては 300 V 及び 33 A，定格 200 V の機器にあつては 600 V 及び 17 A とする。                      この要求事項は，次の事項には適用しない。</p> <p><u>備考</u> 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和 37 年通商産業省令第 85 号)の別表第四に適合するランプホルダであってもよい。                      ランプ(口金)は，…。</p> <p>グループ II A のガス又は用いている冷媒で IEC 60079-15:1987 の第 4 章に…。</p>